

申告相談会を行います

新型コロナウイルス感染症対策を講じながら実施します

☎ 税務課市民税係 ☎ 63-1342

●日程 下の表のとおり

●受付時間 午前8時30分～11時
午後1時～4時30分

※待合室は**午前7時30分**に開場します。

開場時間を変更しています。ご注意ください！

※2月24日(水)・3月3日(水)・10日(水)は午後6時まで受け付けます。

●会場 市役所1階 11号会議室

●年金収入のみの人へ 申告期間を別日程で設けています。昨年、市役所の申告会場を利用した人にご案内の文書をお送りしています。

◆混雑が予想されます◆

混雑を緩和するため、できる限り行政区で指定された日にお越しください。例年、午前中が混雑する傾向にあります。午前中の来場者が多い日は、午前の受け付けを11時前に締め切る場合もあります。その際は、番号札をお取りいただき、午後の受け付けとなります。受け付けの前に事前に受付票を記入する必要がありますので、お時間に余裕をもってお越しください。

市役所で受付できない申告（以下の人は玉名税務署やe-Taxで確定申告を行う必要があります）

- ・青色申告をする人
- ・海外での収入がある人
- ・住宅借入金控除のうち、住宅の増改築、中古住宅の購入や新築をして特例適用の対象である人
- ・先物取引を行った人
- ・譲渡所得があり特例適用の対象である人
- ・消費税、贈与税、相続税の申告が必要な人

期日	受付行政区	その他
2月16日(火)	打越、宮内、宮内出目東・西、東屋形1丁目	混雑が予想されます。
17日(水)	本村、新町、月田、市屋、貝塚、普源寺、東屋形2丁目	
18日(木)	上小路、東宮内、住吉町、大平町1～3丁目、大島下、日の出町	
19日(金)	昭和町、朝日、境崎東・中・西、万田西、四ツ山町1～3丁目	
22日(月)	西原町1～3丁目、大島町3・4丁目、大正町1・2丁目、妙見、松葉	混雑が予想されます。
24日(水)	向陽台、大東、中央北、青葉、東屋形3・4丁目、平井大谷、開、みどり	★午後6時まで受付
25日(木)	甲根、原、万田東・中、原万田社宅、深瀬	
26日(金)	倉掛、倉懸東・中・西、深瀬丘、古庄原、辻町、大和	
3月1日(月)	中央東、中央西、新生、一紡	
2日(火)	新生西、新大和、荒尾大谷	
3日(水)	緑ヶ丘2～5丁目、岱洋東・中・西	★午後6時まで受付
4日(木)	庄山、金屋、元村、小路、平井城、陣屋敷、宿、唐池、上井手上・下、川北	
5日(金)	野中、田倉、助丸、府本上・下、樺上・下、金山上・下	
8日(月)	上赤田・下赤田、菰屋南・北、野原南・北、今寺、川登	
9日(火)	井川口、川後田、蔵満、有明城、中一部、向一部、桜山町1丁目	
10日(水)	桜山町2～4丁目、揚増永、中増永	★午後6時まで受付
11日(木)	南増永、北増永、猫宮、海下、山浦町、	
12日(金)	新岡、牛水上・中・下、水島、小野、高浜	
15日(月)	八幡台1～4丁目	混雑が予想されます。

会場へお越しになる人へ ～感染リスク軽減のための対応～

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取り組みにご協力ください。

●入場時の検温の実施

会場入場時、検温を実施します。37.5度以上の発熱がある、咳などの風邪の症状がある、検温にご協力いただけない場合など、感染防止の観点から適切ではないと判断したときには入場をお断りさせていただきます。発熱などの症状がある人や体調のすぐれない人は無理をせず、後日来場していただくようお願いします。

●マスクの着用・手指消毒

会場ではマスクを常時着用していただき、入口での手指消毒をお願いします。

●少人数での来場

必要最小限の人数でお越しください。介助などで同伴者がいる場合は、同伴者の氏名を受付票に記入してください。

●こまめな換気・消毒の実施

換気のために窓を開けます。室温が低くなる場合がありますので、体温調節しやすい服装でお越しください。

●待合室の縮小

待合室と会場内の人数を制限します。車でお越しの方は、車での待機をお願いします。会場入口付近に受付番号を掲示しますので、確認していただき、順番が近づいてから待合室にお入りください。

申告受付を円滑に行うために

会場の混雑を少しでも緩和するために、次のことについて、ご協力をお願いします。

●受付票の記入をお願いします

受付票は、番号札の隣に設置しますので受け付け前の記入をお願いします。

●必要な書類の作成をお願いします

医療費控除や収支内訳書などの書類は事前に作成し、ご準備ください。医療費控除の場合は医療を受けた人ごと、かつ医療機関ごと合計額を計算してください。「医療費のお知らせ」をお持ちの場合

合も、記載のない期間の医療費については医療費控除の明細書の作成が必要です。営業所得、不動産所得、農業所得のある人は収支内訳書の作成が必要になります。なお、記入方法で不明な点があれば事前に問い合わせください。

●書類の整理と事前準備をお願いします

必要に応じて書類の確認や、添付が必要になります。書類の不足によって申告の受け付けができない場合がありますので、申告に来庁される前に必ず必要書類の確認をお願いします。

玉名税務署で申告される人へ

☎ 玉名税務署 ☎ 72-2125

●令和2年分の確定申告について

確定申告についての相談は、混雑が予想される税務署（申告相談会場）ではなく、電話での相談や、国税庁ホームページの税務相談チャットボット「ふたば」をご利用ください。

●申告書の作成・提出について

申告書の作成・提出は、自宅からパソコンやスマートフォンを利用したe-Taxをご活用ください。

●確定申告相談会場 玉名税務署 1階

●開設期間 2月16日(火)～3月15日(月)

※土・日・祝日は開設していません。

※新型コロナウイルス感染症対策として、連年申告相談に来場される一部の人へは、個別に早期来場の案内を送付しています。

●受付時間

午前9時～午後4時

※確定申告相談会場の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。「入場整理券」はLINEでの事前発行か、会場での当日配付となります。入場整理券の配付状況によっては後日の来場をお願いすることもあります。ご理解とご協力をお願いします。

●感染症対策へご協力をお願いします

- ・咳・発熱などの症状がある人や体調がすぐれない人は、来場をご遠慮ください。
- ・手洗い、マスクの着用など、感染予防をお願いします。